

特定非営利活動促進法附帯決議

平成10年3月17日
衆議院内閣委員会

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 一、 この法律の施行及び運用に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由が侵害されることがないように配慮し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。
- 二、 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。
- 三、 民法第三十四条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
- 四、 別表十二項目に関しては、多様な特定非営利活動を含むように広く運用するよう努めること。
- 五、 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。